

第 91 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

番号	権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
	種類	貸与年度		内訳	金額	
1	育英資金貸与金	平成20年度から平成22年度まで	個人	未償還元金	777,500円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	24,533円	
2	育英資金貸与金	平成26年度から平成28年度まで	個人	未償還元金	1,073,272円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	16,530円	

番号	権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
	種類	貸与年度		内訳	金額	
3	育英資金貸与金	平成26年度から平成28年度まで	個人	未償還元金	828,286円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	8,352円	
4	育英資金貸与金	平成28年度から平成30年度まで	個人	未償還元金	1,060,000円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	14,550円	
		令和元年度		未償還元金	256,318円	
				延滞利息	23,921円	
5	育英資金貸与金	平成28年度から平成30年度まで	個人	未償還元金	863,283円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	10,440円	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。